

ウクライナからの避難民に対する支援と救済を求める意見書

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の安全と平和を脅かし、国連憲章に違反する行為であり、核の脅威により他国を威嚇することは断じて容認できるものではありません。非核平和都市を宣言し、恒久の平和と安全を願う八幡市の議会として強く抗議するとともに、ロシア軍のウクライナからの撤退と国際法に基づく誠意ある対応を強く求めます。

今回の軍事侵攻により、子どもや民間人を含めた多くの犠牲者が出ており、すでに360万人以上が安全を求めて難民となり、隣国に避難を強いられています。

日本政府においては、国際社会との緊密な連携のもと、一刻も早い平和解決に全力を尽くすとともに、徹底した人道支援を行い、下記の事項を早急に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 ウクライナ政府や国連、国際機関を通じて、避難民に必要な食料・医薬品・衣料などの物資が届くよう尽力してください。
- 2 ウクライナからの避難民の受入れや支援が円滑に進むよう政府として対応するとともに、受け入れる自治体に財政支援を行ってください。
- 3 日本への避難を希望する人々の安全を確保できる体制を整備してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
外務大臣

提出日：令和4年3月30日

提出者：八幡市議会議員 福田佐世子

賛成者：八幡市議会議員 小北幸博 山田芳彦 横須賀生也

山口克浩 長村善平 太田克彦

山本邦夫 横山 博

議決結果：令和4年3月30日原案可決